

平成 29 年 第 4 回 定 例 会

# 鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成 29 年 12 月 12 日 開会

平成 29 年 12 月 18 日 閉会

鳴 沢 村 議 会



## 平成29年第4回鳴沢村議会定例会会議録

平成29年12月12日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番 三浦直樹	2番 渡辺圭一
3番 小林清一	4番 小林昭一
5番 渡邊政司	6番 渡邊明雄
7番 三浦利雄	8番 小林利雄
9番 佐藤博水	10番 欠員

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

1番 三浦直樹	2番 渡辺圭一
3番 小林清一	4番 小林昭一
5番 渡邊政司	6番 渡邊明雄
8番 小林利雄	9番 佐藤博水

### 4、欠席議員

7番 三浦利雄

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓

教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺一博

税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司

福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 渡辺 積

振興課長 木暮富人 会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博

議会事務局書記 渡辺和彦

## 7、会議事件

議案第38号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第39号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議案第40号鳴沢村職員定数条例の一部を改正する条例を定める件

議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

議案第42号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件

議案第43号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）

議案第44号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第45号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）

## 8、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 会期の決定

日程第4 議案第38号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件

日程第5 議案第39号職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件

日程第6 議案第40号鳴沢村職員定数条例の一部を改正する条例を定める件

日程第7 議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

- 日程第 8 議案第 4 2 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を  
定める件
- 日程第 9 議案第 4 3 号平成 2 9 年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第 4 号)
- 日程第 1 0 議案第 4 4 号平成 2 9 年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 1 議案第 4 5 号平成 2 9 年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 一般質問

## ◎議長挨拶

議長（佐藤博水君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第4回定例会開会に先立ちまして、ご挨拶申し上げます。

本日ここに平成29年第4回鳴沢村議会定例会へのご参集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の折、出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

北朝鮮による大陸間弾道ミサイル発射や、小型木造船の漂流や漂着など、様相不明な出来事により、沿岸の漁業関係者はやり場のない怒りと不安を募らせており、打開策は見えそうにもありません。

しばらく検討されてきました天皇陛下の退位は、2019年4月30日、皇太子様が5月1日に即位され、即日改元されることが決まり、元号を使う行政組織等のコンピュータシステムの変更などもゴールデンウィーク時と重なり、混乱は避けられそうかなと思われまます。

師走も中旬となり、今年も残すところあとわずかとなりました。冬将軍の訪れとともに寒さも厳しくなり、インフルエンザの流行も始まっている地域もあるようでございます。体調管理にはくれぐれもご留意され、さらに議員活動に励まれますようお願いいたします。

さて、今回の議案は、条例改正、平成29年一般会計並びに特別会計の補正予算等であります。慎重審議いただきますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

---

開会 午前10時02分

議長（佐藤博水君） ただいまから、平成29年第4回鳴沢村議会定例会を開会いたします。

ここで、欠席議員の報告をいたします。

三浦利雄議員から、本会議への欠席届が提出されております。

ただいま出席議員は8名で定足数に達しておりますので、地方自治法第113条の規定により、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎村長挨拶

**議長（佐藤博水君）** ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 年月が過ぎるのは早いもので、平成29年も残り少なくなり、気ぜわしい時期となりましたが、本日、平成29年第4回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、1名の欠席での開会となりましたが、寒さも厳しくなりますが、お互いに風邪など引かないよう気をつけたいものです。

さて、今年を振り返ってみますと、全国では地震や噴火、台風や豪雨により災害が発生し、尊い人たちが亡くなったり、行方不明となっておりますが、我が鳴沢村では、天候不順による農家の方が生育不良や病気で厳しかったようですが、災害もなく、大雨と倒木だけで年を越せるような気がいたします。これも、議会を初め、村民の皆様によるご協力、ご支援のたまものと、深く感謝を申し上げます。

さて、今定例会には、5件の条例改正と3件の補正予算を上程させていただきます。どうか慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げ、来年が鳴沢村、また村民の皆様にとってよい年であるようご祈念申し上げまして、開会に当たっての挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

---

**議長（佐藤博水君）** これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

**議長（佐藤博水君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林清一君、小林昭一君を指名いたします。

---

### ◎日程第2 諸般の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の報告がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦労さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による、平成29年度行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。  
監査委員 渡邊明雄君。

**監査委員（渡邊明雄君）** 地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施しました行政監査について報告いたします。

11月22日及び24日の2日間、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務の3項目について、行政監査を行いました。



事業執行状況については、平成29年度における全251項目のうち、100万円以上、かつ10月30日現在で執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の31事業を対象として、事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取する方法で審査しました。

補助金交付事務については、平成28年度一般会計において、一補助事業者について50万円以上の補助金を交付している17事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書および交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて説明を聴取し、鳴沢村補助金等交付規則等に基づいて、交付事務が適正に行われているか審査しました。

入札事務につきましては、平成29年度において、10月末日までに執行された10件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに、総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて、事務が適正に行われているか審査いたしました。

この行政監査の結果につきましては、同条第9項の規定により、11月24日付で村長及び議長へ報告書を提出しております。

詳細につきましては、過日議長名で同報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、行政監査の報告を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で、行政監査の結果報告を終わります。

次に、平成29年第3回定例会において議決した、各委員会の閉会中の継続調査の報告を求めます。議会運営委員会副委員長小林昭一君。

**議会運営委員会副委員長（小林昭一君）** 議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会

の運営に関する事項について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月1日及び5日の午前11時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

1日は委員4名、5日は委員3名と、両日ともに議長、説明のために総務課長、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

まず、12月1日の委員会で決定された事項については、次の3項目です。

1、会期は本日より12月18日までの7日間とし、詳細は配布済みの日程表のとおりとすること。

2、議案付託は配布済みの議案付託表のとおりとすること。

3、一般質問通告期限は、12月4日午後5時までとすること。  
以上であります。

次に、12月5日の委員会で決定された事項については、次の1項目です。

1、12月4日午後5時に通告が締め切られた4名4件の一般質問通告書の取り扱いについて、小林清一議員の通告書は、本人に通告の取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 総務教育厚生常任委員長 小林昭一君。

**総務教育厚生常任委員長（小林昭一君）** 総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第3回定例会において、所管事務の調査について継

続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月27日午後7時より委員会を招集いたしました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、保育所保護者会役員との意見交換についての1件です。

委員会開催に先立って、保育所において保育所保護者会役員の方々と座談会を開催し、保育所のことや子育て全般に関して、ご意見やご要望を伺いました。

座談会終了後に、議員控室で委員会を開催し、意見を聴取した保護者会役員の方々から挙げられたご意見やご要望について協議を行いました。

協議を行った結果、保育所駐車場の排水対策、保育士の増員等の検討、村の自然を有効活用した遊び場の整備などについて、今後開催される議員協議会へ、総務教育厚生常任委員会から協議事項として提案することに決定しました。

以上で総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 建設産業経済常任委員長 三浦直樹君。

**建設産業経済常任委員長（三浦直樹君）** 建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成29年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

12月11日午後3時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため振興課長、土木担当2名、

職務のため議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、平成29年度道路工事等の進捗状況についての1件です。

会議では、担当課より、平成29年度に行われた、また現在行われている村道工事などについて、工事名、場所、工事概要、工期、請負金額及び請負業者等の説明と進捗状況等の報告を聴取いたしました。

以上で建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 広報常任委員長 小林清一君。

**広報常任委員長（小林清一君）** 広報常任委員会の閉会中の継続調査について報告させていただきます。

平成29年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月22日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月24日午後1時30分より、議員控室において広報常任委員会を開催しました。

委員全員と、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、なるさわ議会だより第30号（案）についての1件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第30号について、レイアウトや掲載する記事の内容などについて協議し、先月11月1日に全戸配布いたしました。

今回の議会だよりでは、平成28年度決算認定の記事をトップ項目とし、また総務教育厚生常任委員会による神楽保存会との座談会や、議会から村長へ要望書を提出した件についても特集として掲載いたしました。

以上で広報常任委員会の閉会中の継続調査の報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

議長（佐藤博水君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの7日間と決定しました。

---

### ◎日程第4 議案第38号職員の分限に関する手続及び効果 に関する条例の一部を改正する条例を定める件

議長（佐藤博水君） 日程第4、議案第38号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（渡辺一博君） 議案第38号職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、地方公務員法の改正に伴い、職員の意に反する降給に関し、必要な事項を条例で定める必要があるため、条例改正を行うものであります。

議案の1ページをごらんください。

第1条の改正点は、「この条例の目的」を「趣旨」に改め、法

第27条第2項を条文に加え、職員の意に反する降給の事由についても規定するものであります。

第2条は、降給の種類を降格及び降号とし、第3条で降格の事由を、第4条で降号の事由を新たに定めるものであります。

具体的には、第3条で規定する降格の事由は、第1号で、人事評価、または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合であって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき、第2号で、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合、第3号で、職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合は、第2条に基づき、職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更する降格を、第4条で規定する降号の事由については、人事評価、または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合において、必要があると認めるときは、第2条に基づき、給料表の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更する降号についてを新たに定めるものであります。

また、現行の第2条を第5条に、第3条を第6条に、第4条を第7条に、第5条を第8条に繰り下げ、あわせて語句の整理を行うものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものであります。

以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第5 議案第39号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第5、議案第39号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長(渡辺一博君)** 議案第39号職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、地方公務員法等の規定に基づき、制定内容を改

める必要があるため、条例改正を行うものであります。

この職員の懲戒の手續及び効果につきましては、法律に特別の定めがある場合のほか、条例で定めることとなっており、国及び県から提示された条例案に準じて定められているものであります。現在の条例は一部内容に誤りがあったため、改正を行うものであります。

議案の1ページをごらんください。

第1条の改正点は、「この条例の目的」を「趣旨」に改め、「関し規定することを目的とする。」を「ついて必要な事項を定めるものとする。」に改めるものであります。

第3条、減給の効果につきましては、減給の後に「の期間は」を追加し、「1月」を「1日」に、「給料及びこれに対する勤務地手当の合計額」を「とし、この期間においては、給料の額」に改めるものであります。

第4条、停職の効果につきましては、第3条同様に「1月」を「1日」に改め、第2項で句読点を追加して整理を行い、第3項中「給与は」を「、いかなる給与も」へ改めるものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 第4条で、「1月」を「1日」以上となっておりますが、1日とか2日の停職とは、どのようなときに適用ございませうか。

**議長（佐藤博水君）** 総務課長。



総務課長（渡辺一博君） 第4条で1日以上6月以下とするというふうになっていますが、この期間が6ヶ月あるわけなんです、程度により軽いものについて1日ということで、逆の意味では、ある意味厳しくなっているということになります。

具体的には、委員会を組織しまして、その中でこの停職の効果というのを決めていきますので、軽いものということで理解していただければと思います。

議長（佐藤博水君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 軽いものとなると、停職はあり得ないと思うんです。だから、1日、2日というのはあり得ないと思うんですが、その点はどうなんですか。

議長（佐藤博水君） 総務課長。

総務課長（渡辺一博君） これは、先ほど説明の中でありましたが、もとの地方公務員法のほうで定められていまして、それが今現在の鳴沢村の条例では1ヶ月以上ということになっているんですが、もとの法律ですか、そちらのほうで1日以上ということで、それに合わせたということになります。

（「暫時休憩」の声あり）

議長（佐藤博水君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

議長（佐藤博水君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「暫時休憩」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時31分

**議長(佐藤博水君)** 再開いたします。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第6 議案第40号鳴沢村職員定数条例の一部を改正  
する条例を定める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第6、議案第40号鳴沢村職員定数条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。  
**総務課長（渡辺一博君）** 議案第40号鳴沢村職員定数条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

職員の定数につきましては、従来から厳しい行財政環境のもと、多様化する行政需要に対応した効率的な行政運営を図るため、常に行財政全般にわたる点検を積極的に行いつつ、新たな行政需要等への対応や、住民サービスの維持向上に配慮しながら、その運用に努めてまいったところであります。

本条例改正につきましては、職員数の限度を示す定数が行政需要の実態と乖離しているため、部局間での職員定数を見直す必要があるため、条例改正を行うものであります。

議案の1ページをごらんください。

第1条、趣旨の改正点は、「学校の職員」を「学校その他の教育機関の職員」に改め、第2条、職員定数では、第1号の「村長の事務部局の職員」を40人から50人とし、地方公営企業法及び消防組織法に基づく除外職員の規定を削除するものであります。

第2号の「議会の事務部局の職員」は、合計3人を2人とし、第3号の「教育委員会の事務部局の職員」は「教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員」と改めて定数は8人とし、第4号から第7号までの各種委員会等の事務部局の職員につきましては、「書記」もしくは「事務職員」の記述を削除し、それぞれの事務部局の職員を兼務とするものであります。

第8号につきましては、第3号と一本化を図ることから、削除するものであります。

具体的には、村長部局の職員は10人増加し、議会及び教育委

員会部局の職員は、それぞれ1人減少するものでありますが、村長部局の増加数につきましては、各種委員会等の事務部局の兼務職員数の合計である8人と、議会及び教育委員会部局の職員減少分2人を合算した数値の増加であります。総定数である60人の増減は行わずに、あくまでも部局職員定数と行政需要の実態との乖離を是正するため、各部局間で調整を行うものであります。

また、第2条に第2項を新設し、「任命権者は、前項各号に掲げる職員のうちで休職を命ぜられた職員又は地方自治法第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣し、若しくは他の地方公共団体から派遣されている職員がある場合においては、当該職員を定数外の職員とすることができる。」を新たに規定するものであります。

第3条、定数の配分につきましては、先ほどの第2条第2項を新たに規定するため、「前条各号」を「前条第1項各号」に改めるなど、語句の整理を行うものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、今後におきましても、行政改革の推進という時代要請の中で、定数管理のより一層の適正運用はもとより、簡素で効率的な行政運営を図りつつ、地域経営の視点に立って、住民福祉の向上に努めてまいります。

以上で議案第40号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### ◎日程第7 議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第7、議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

**総務課長(渡辺一博君)** 議案第41号鳴沢村職員給与条例の一部を改正する条例を定める件についてご説明申し上げます。

人事院の平成29年8月8日付の給与に関する勧告並びに一般職国家公務員の給与改定、山梨県職員の給与改定等に鑑み、鳴沢村職員給与条例についても一部を改正する必要があることから、所要の改正を行うものであります。施行日の関係で、第1条と第2条に分かれています。

改正内容についてご説明させていただきますが、引用規定の整理や字句を変更するものなどの条項につきましては、割愛させ

ていただきますので、ご理解をお願いいたします。

改正条例の1ページをごらんください。

条例第4条中第1項は、職責に応じた職務内容の分類を明確化するものです。続いて、第5条第5項中は、職員の昇給等についての条項ですが、職員の昇給の判断に懲戒処分等を考慮することを加えたものであります。

続いて、2ページ下段の第7条の2第2項は、管理職手当の上限額を近隣市町村の状況を鑑み、15%から20%に改正するものであります。

続いて、3ページをごらんください。

条例第9条の2第1項第1号の医師及び歯科医師の初任給調整手当を41万3,800円から41万4,300円に、医学または歯学の専門的な知識が必要となる職員について、5万600円から5万700円へ所要の改正をするものであります。

続いて、第17条第1項の勤勉手当については、人事評価の結果を適切に給与に反映するために、所要の改正を行うものです。

次に、第17条第2項第1号の勤勉手当を一般の職員は0.85月から0.95月に、特定幹部職員は1.40月から1.45月に、再任用職員は0.4月から0.45月へ所要の改正を行うものであります。

これらの改正により、平成29年12月期の期末勤勉手当は、2.225月から2.325月へ0.1月分の増額となり、平成29年度の期末勤勉手当の合計は、年間で4.4ヶ月分となります。

5ページから6ページは、山梨県の指導により、別表第1と別表第1の2について、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表の改正を行い、別表第3では、国の基準に合わせた号給に改正するものであります。

7ページから11ページは、行政職給料表及び看護・保健職給料表を改正し、国家公務員の俸給表に準じて改めるものであります。平均改定率は0.2%の引き上げ改定となります。

続きまして、12ページをごらんください。

第2条の改正は、第17条第2項第1号で、平成30年4月1日以降適用される勤勉手当は、今回引き上げた0.1月分を6月と12月期に振り分けるため、一般の職員は0.95月から0.90月に、特定幹部職員は1.15月から1.10月に、再任用職員は0.45月から0.425月へ改正するものであります。これにより、平成30年度の年間期末勤勉手当は、平成29年度と同様に、4.4月分となります。

最後に、13ページをごらんください。

施行期日は、附則第1項で、第1条の改正は公布の日から施行し、第1条中条例第9条の2第1項第1号及び第2号並びに別表第2から別表第2の2までの給料表と初任給調整手当を改正するものです。また第2条の改正は、平成30年4月1日から施行するものであります。

附則第2項で、第1条の給与条例の改正を平成29年4月1日に、勤勉手当の改正は、同年12月1日に遡及して適用するものであります。

以上で議案第41号の提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎日程第8 議案第42号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件

**議長(佐藤博水君)** 日程第8、議案第42号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

**税務課長(渡辺英博君)** 議案第42号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、以前の地方税法等の改正に伴う引用条項、改正漏れの整理及び字句の訂正並びに近隣市町村の条例や現状と照らし合わせて、税条例の見直しを行うものであります。また一部遡及適用する規定もございしますが、税金を過去にさかのぼって増税する等の納税者に不利益となるものではなく、現状の課税状況と一致させるものでありますので、ご承知ください。

ページをめくっていただき、新旧対照表をごらんください。



税条例の改正内容についてご説明させていただきますが、引用条項の整理や字句の訂正をするものなどの規定につきましては、割愛させていただきますので、ご理解をお願いします。

8 ページの第 3 2 条をお願いします。

こちらは、個人均等割の税率の軽減規定であります。地方税法第 3 1 1 条において、市町村は均等割の額を条例の定めるところによって軽減することができるかと規定されておりますが、近隣市町村でも山中湖村で規定が残っているだけで、その他の 4 市町村及び県内でもほとんどの市町村で既に削除されている状況ですので、同様に削除するものであります。

2 1 ページの第 5 1 条第 1 項をお願いします。

こちらは、村民税の減免規定であります。第 5 号の政党又は政治団体及び第 6 号の特定非営利活動法人（NPO 法人とも呼ばれているもの）について、近隣市町村でも山中湖村で第 5 号の政党又は政治団体の規定が残っているだけで、その他の 4 市町村及び県内でもほとんどの市町村で既に削除されている状況ですので、同様に削除するものであります。

また、同じページの第 5 1 条第 2 項の、村民税の減免申請の提出期限の規定であります。現行では、納期限までに申請書を提出しなければならないとなっておりますが、近隣市町村でも忍野村以外の 4 市町村及び県内でもほとんどの市町村で納期限前 7 日までに申請書を提出しなければならない規定となっておりますので、村民税以外の固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税についても、減免申請の提出期限を納期限前 7 日に変更するものであります。

2 8 ページの第 5 4 条第 7 項をお願いします。

こちらは、固定資産税の納税義務者等のみなし規定であります。家屋に取りつけられ、家屋と構造上一体となって家屋の効

用を高めるものについては、通常、家屋の一部として取り扱いますが、家屋の所有者と異なる者、例えば賃借人がコンビニなどの貸し店舗等に施工した内装、造作、建築設備などについては、当該特定附帯設備を償却資産として、取りつけた者を納税義務者とする規定の整備を行うもので、全ての近隣市町村で規定されております。

40ページの第70条第2項をお願いします

こちらは、固定資産税の納期前納付報償金の計算方法の規定がありますが、現行の規定では、第1期の納期限内に全額納付した場合は、第2期から第4期の全ての税額の合計に納期前に係る月数を乗じる規定になっておりますが、本村での報償金の計算方法は、第1期の納期限内に全額納付した場合には、第2期から第4期の各期の税額に納期前に係る月数を乗じるため、端数処理により報償金に違いが出てしまうことがあるため、実際の計算方法の規定を整備するものであります。

46ページの第86条をお願いします

こちらは、軽自動車税の証紙徴収の手続の規定がありますが、現行の規定では、賦課期日後（4月2日以降）に標識（ナンバープレート）を交付する場合には、納税証紙、または現金納付の方法によって徴収する規定となっておりますが、賦課期日は4月1日であり、自動車税とは異なり年間課税のみであり、月割り課税はありません。そのため、4月2日以降に標識（ナンバープレート）を交付した場合は、当該年度は全額課税されないため、第86条を削除するものであります。

58ページの第142条をお願いします。

こちらは、入湯税の課税免除規定がありますが、現行、第4号のいきやりの湯の規定が現状と相違しております。またその他の各号についても古い規定となっておりますので、近隣市町村

を参考に、今回現状に合わせた規定に整備するものであります。

64ページの附則第10条の2をお願いします。

こちらは、平成24年度以降の税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を地方自治体が地域の実情に対応した政策を展開できるようにするため、自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組み「地域決定型地方税特例措置（通称わがまち特例）」が導入されました。現在、鳴沢村では、特例対象資産として、太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備等の6項を規定しておりますが、固定資産税の課税標準の特例措置の割合を条例において定めることが地方税法では19項規定されていること、また近隣市町村でも地方税法と同様に全て規定しているため、今回19項を規定し、課税標準の特例措置の割合も近隣市町村と同様に地方税法が定めた参酌基準の割合にするものであります。

72ページの附則第13条の2をお願いします。

こちらは、市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税の特例規定であります。本来、都市計画区域に係る規定であり、本村では今のところ適用はありませんが、県内の都市計画区域外の町村でも規定されており、今後これらに関連する税制改正があった場合に、改正漏れや改正間違いがないようにするため、今回規定するものであります。

最後に、83ページの附則の第1条で、施行期日としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。ただし第1号から第6号に掲げる規定は、現状の課税状況と一致させるため、当該各号に定める日から適用するものであります。

以上で議案第42号の鳴沢村税条例の一部を改正する条例の説明を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 38ページの67条の3、4、000円を3、900円にして、100円下げたというのはなぜですか。

議長（佐藤博水君） 税務課長。

税務課長（渡辺英博君） こちらは、1期から4期まで税額があるんですが、4、000円ですと、1、000円ずつで全部割り切れてしまいます。そうすると、1期から4期で徴収になるんですが、3、900円の場合ですと、4期で端数が出てしまいます。ですから、3、900円以下は1期で全部納めていただくという規定になっております。

議長（佐藤博水君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤博水君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

---

◎日程第 9 議案第 4 3 号平成 2 9 年鳴沢村一般会計補正  
予算（第 4 号）

◎日程第 1 0 議案第 4 4 号平成 2 9 年度鳴沢村国民健康保  
険特別会計補正予算（第 3 号）

◎日程第 1 1 議案第 4 5 号平成 2 9 年度鳴沢村介護保険特  
別会計補正予算（第 2 号）

議長（佐藤博水君） 日程第 9、議案第 4 3 号平成 2 9 年度鳴沢村  
一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 1 1、議案第 4 5 号  
平成 2 9 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）まで  
の 3 件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。  
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第 4 3 号平成 2 9 年度鳴沢村一般会計補  
正予算（第 4 号）から、議案第 4 5 号平成 2 9 年度鳴沢村介護  
保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 3 議案につきまして、  
提案理由をご説明申し上げます。

平成 2 9 年度の各会計歳入歳出予算の総額に、緊急を要するも  
のとして、新たに 4, 9 5 5 万 6, 0 0 0 円を追加し、一般会  
計並びに特別会計予算総額を 2 9 億 1, 0 4 8 万 1, 0 0 0 円  
とするものであります。

一般会計の主な歳出の概要につきましては、介護保険特別会計  
繰出金 4 3 8 万 3, 0 0 0 円、自立支援給付助成事業 2 7 5 万  
4, 0 0 0 円、共通電算機整備・管理事業 1 7 8 万 7, 0 0 0  
円、戸籍住民基本台帳事務諸費 1 6 5 万 3, 0 0 0 円で、早急  
に対応しなければならないものとして計上しております。

これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金 6 3  
8 万 3, 0 0 0 円、国庫支出金 3 8 3 万 7, 0 0 0 円を見込ん

でおります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で議案第43号から議案第45号までの提案理由の説明を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第45号までの3件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

---

## ◎日程第12 一般質問

**議長（佐藤博水君）** 日程第12、一般質問を行います。

ここで、一般質問の通告取り下げの報告をいたします。

小林清一議員から一般質問通告の取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

渡邊政司君からの「鳴沢村を目的に訪れる観光客を増やしていくための観光案内用の資料づくりについて」の質問を許します。  
5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 鳴沢村を目的に訪れる観光客を増やしていくための観光案内用の資料づくりについて、村長に伺います。

11月に、道の駅のエポックホールで、「アグリツーリズムの実践から」と題して、山梨大学の大学生による鳴沢村への提案がありました。村外者による気づきや提案は、これからの観光づくりに大変参考になるものです。

中でも、情報発信面では、道の駅インフォメーションに他の市町村のパンフレットがあふれ、鳴沢村の発信ができていない。また、ほとんどの観光客は鳴沢村を中継するだけで、目的地と

して捉えていないとの指摘がありました。インフォメーションがうまく機能していないことに、改めて気づかされました。

村の歴史・文化、天然記念物、魔王天神社、特産品等をホール内に掲示して、もっと鳴沢村を全面的にアピールしていく必要があります。村の観光スポットをアピールすることにより、鳴沢村を目的に訪れる観光客を増やしていくことが期待できます。

観光案内するための資料（村の歴史、天然記念物、神社、動植物等）が充実していれば、インフォメーションに掲示したり、観光客にもアピールすることができます。観光案内用の資料づくりをするお考えはありますか。

また、鳴沢村に訪れたいという観光客を増やすために、ボランティアガイドの育成と、道の駅を拠点とした観光マップを作成する考えはありますか。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 渡邊政司議員の質問ですが、村内の歴史・文化、神社、文化財などを紹介した観光案内用の資料を作成することはどうかというご質問ですが、現在、村内の国指定の文化財は、特別天然記念物の「溶岩樹型」を初め6件、県指定の文化財が4件、村指定の文化財が6件あります。また最近、富士五湖を訪れる観光客は、遊園地やスキー場などの施設だけではなく、「忠霊塔」新倉山浅間公園に大勢訪れております。

このようなことから、以前の観光施設だけではなく、地元の住民が余り意識していなかった里山の風景など、身近な神社・仏閣が見直されている状況であるとも思っております。

今後は、文化財を所管する教育委員会や、地元の郷土史研究会にご協力いただき、溶岩樹型がどのように形成されたのかなどの資料づくりを行い、道の駅インフォメーションの職員による村内の文化財の説明ができる態勢づくりを検討していきたいと

思っております。

また、観光マップについては、富士五湖観光連盟の協力により、富士五湖の8地域で作成中です。本村では、道の駅を拠点に溶岩樹型、魔王天神社、道祖神、通玄寺など、30分コースと60分コースを予定しております。

このほかに、ボランティアガイドの育成をという質問ですが、この件につきましては、約10年ほど前に、育成するため研修会の募集をしたところ、3名の応募しかなく、研修会を実施しなかった経緯があります。このようなことから、協力いただける方のある程度の人数を確保する必要があるかと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

以上で政司議員への答弁させていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 観光マップ等と並行して、村内の文化財等を説明する資料づくりも必要になります。観光マップの完成予定と文化財等を説明する資料づくりの計画がありましたら伺いたいと思います。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長。

**村長（小林 優君）** 担当課長に答弁させますので、お願いします。

**議長（佐藤博水君）** 企画課長。

**企画課長（渡辺安司君）** 観光マップにつきましては、富士五湖観光連盟の協力をいただきまして、8地域ということですが、富士河口湖町ですと西湖、精進湖、本栖湖等がありますので、そういった部分を含めて8地域で作成中でございます。

なお、本村につきましても、先ほど村長が答弁したように、30年の4月1日から、各観光施設で富士五湖の8地域で同時にほかの地域も含めまして、そういった観光マップを作成し、掲示してPRしていくという予定になっております。



また、歴史等の内容につきましても、先ほど村長が答弁したように、郷土史研究会、またそういった歴史等について詳しい方の協力をいただきまして、あわせて資料づくりを行い、来年度にインフォメーションのそういった掲示の仕方も、訪れる観光客の方に見やすい形にしたいと予定しているところでございます。

以上です。

**議長（佐藤博水君）** 5番 渡邊政司君。

**5番（渡邊政司君）** 鳴沢村を目的とした観光客が増えれば、バイパス経由のブルーラインの増便も期待できます。また路線バスの利便性も向上します。このように、観光に携わる人以外への恩恵も生まれてきます。

村内の文化財等の説明ができる態勢づくりの早期実現をお願いし、質問を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長。

**村長（小林 優君）** これは答弁ではありませんが、11月18日の県の町村会と山梨大学とのシンポジウムには、大勢の議員さんにも出席いただきありがとうございました。若い学生による提案があり、私を初め、村内の若い人たちにも参考になったかと思えます。できることなら、村と山梨大学との包括的連携協定を結び、村や農業と観光などの活性化に活用できないか、協議しているところです。可能なときは、議員さん方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

それと、来年の道の駅のインフォメーションでの資料配付は、さっきも答弁したとおり、これは答弁になりますが、郷土史研究会や郷土史会にお願いして、文章とかをつくってもらうので、それができ上がってからの配布になりますので、それはご了解のほどお願いいたします。マップはもう観光協会で作っても

らうことになっていきますので、そっちはいいんですが、案内とか歴史とかというのは、郷土史研究会や、いろいろな資料ができて上がってから、観光マップとして一緒に置かせていただくことになりますので、ご了承をお願いいたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、「日本広販跡地について」の質問を許します。8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 日本広販跡地について、村長にお伺いいたします。

日本広販跡地は、平成3年に山梨県の条例により、日本広販と鳴沢村で協定書を交わし、ゴルフ場開発が始まりました。平成9年までは動きがありましたが、その後約20年間は大きな動きもなく過ぎてしまいました。

平成28年第2回定例会で、渡邊政司議員の質問に、申請者が事業廃止届、また山梨県が許可の取り消しを行わない限り、新たな開発は困難となっている状況で、また山梨県にも何度となく許可を取り消すようお願いしていると説明しております。この問題が解決しない限り、村長公約の有効活用もよい話が来ても前に進みません。

その後の進展はありましたか。進展がないときは、どのような方法で解決をしますか。お伺いいたします。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

日本広販の林地開発許可につきましては、以前から山梨県森林環境部への相談や、今年7月、山梨県理事の市町村訪問時に相談をさせていただきました。理事への相談につきましては、11月22日の訪問時に、相談に対する回答をいただくことができました。

理事の回答としては、新たな開発を進めるためには、既存計画の整理が必要であり、具体的には株式会社富士ビレッジカントリークラブが預託している防災工事保証金の処理及び日本広販株式会社からの開発行為廃止届の提出が求められるとのことであります。山梨県としては、防災工事保証金の処理にめどが立てば、日本広販株式会社に事業の廃止届を提出するよう指導することは可能とのことでした。

今後、具体的に新たな開発事業者があらわれた場合には、防災保証金の扱いを新しい事業者と協議するとともに、山梨県とも連絡を密に行い、問題の解決に努めていきたいと考えております。

また、当該地域は民有地であり、地主の皆さんが一体となつての活用方法の検討をお願いするとともに、議員の皆様にも問題解決に向けた指導やアイデアをいただければありがたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

以上で小林利雄議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 20年以上たっても解決しない難しい問題です。日本広販解決特別委員会をつくり、弁護士とか有識者に参加していただき、有能な副村長に委員長になってもらい、研究して解決の糸口を見つけてください。その考えはありますか。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** いろいろな会を立ち上げて解決できるようでしたら、弁護士等もお願いしてありますけれども、そんなことを踏まえて、できる限りの委員会でも何でもと申しましても、ある程度、委員会となると、マルにならないければ委員会の役目というか、お願いすることもできないわけで、引き受けてくれる方もいないんじゃないかと思えます。

そのように、防災保証金がどういうふうな扱いになるのかという問題とか、あの地域にはコンクリートの堰堤等もありますし、道路がない状況です。これを地主の皆さんがどういうふうに解釈、自分の土地を2割でも3割でも削ってもいいからと、そういう地主の方の協力がなければ、動くことにちょっと抵抗があるかと思しますので、その点もぜひご理解のほどをお願いいたします。

**議長（佐藤博水君）** 8番 小林利雄君。

**8番（小林利雄君）** 飲食店の請求も2年しないと無効になります。常に相手に解決を呼びかけ、一日でも早く解決することを願い、質問を終了します。

**議長（佐藤博水君）** 以上で小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、「イノシシ等獣害対策と捕獲後の処理は」の質問を許します。1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** イノシシ等獣害対策と捕獲後の処理について、村長にお伺いします。

近年、害獣（イノシシ、鹿、猿）の生息区域が拡大し、また個体数の増加もあって、農作物被害は増加しています。

猟友会が山の中で狩猟を行っているが、手が回り切らない状態で、鹿、イノシシは集落に近い畑も荒らし、目撃もされています。

電気柵や防獣ネットなどの対策も必要であります。行政が働きかけ、実際に被害を受けている農家、または農業従事者に、狩猟免許、主にわなですが、取得していただき、農業者主体の駆除班を編成する必要があるのではないのでしょうか。

また、現在、富士河口湖町の食肉加工施設、または富士吉田の民営の食肉加工施設に頼っている鹿、イノシシの解体、精肉化ですが、将来的には村内にも処理施設を設け、より資源化する

ことも必要かと思われませんが、いかがでしょうか。

議長（佐藤博水君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 獣害の質問ですが、私より担当課長のほうが数字的、いろいろな面でたけておりますので、担当課長から答弁させていただきます。

議長（佐藤博水君） 振興課長。

振興課長（木暮富人君） 三浦直樹議員の質問にお答えいたします。

有害獣については、捕獲頭数の推移から、長期的に明らかな増加傾向にあります。これは農業者の高齢化により、有害獣のすみかになり得る耕作放棄地が増加していることなどが原因と考えられます。これらの有害獣を原因とする農作物被害については、正確な数字は把握が困難ですが、明らかな増加傾向にあり、農業者の営農意欲をそぐものでございます。

さて、質問のありました狩猟免許については、銃猟免許やわな猟免許などの試験案内について、広報でお知らせしているほか、実際に被害相談があった場合には、その都度狩猟免許の取得を勧めておりますが、なかなか免許取得に至っていない現状でございます。

鳴沢村の農業者では、一般的に、有害獣の駆除は行政や猟友会が行うべきものという意識が強いように感じております。一方、猟友会については、狩猟者の高齢化が進み、将来的には現在の捕獲数を維持できなくなると思われます。

このような状況も鑑みまして、質問にもありますように、駆除は猟友会だけが行うのではなく、住民も関わる地域ぐるみでの取り組みが重要で、そのような意識づけも今後は必要となってきます。

全国的には、まさに地域ぐるみでの取り組みを行っている事例もあるようですので、有効な方法について検討をさせていただ

き、今後に活かしていきたいと考えております。

2番目の質問の加工施設ですが、現在、捕獲したイノシシは、さばいての自家用処理、鹿は富士吉田市の加工業者への処理委託のほか、食肉に不適合なものは埋設処理を行っております。富士河口湖町の加工施設に処理を委託している実績はございません。

加工施設設置については、参考までに、富士河口湖町ジビエ処理加工施設管理組合につきましては、設置費が約3,000万円ほどかかっております。収益の状況は、ジビエ肉売り上げ収入約190万円に対し、鹿肉、イノシシ肉の仕入れ、加工費で170万円と、若干の黒字となっているようですが、人員はボランティアで賄っており、実質的には大幅な赤字になるようです。

当村で処理施設の導入を検討する場合、ただ単に導入するのではなく、解体に必要な適切な衛生管理の知識及び技術を要している食肉処理業を営業することのできる人員の確保や、肉の確保を含めた運営方法、ジビエ肉自体の需要も見きわめた上での販路も十分に検討しなければなりません。

さきの新聞報道にもありましたように、先進的に取り組んでいる県内自治体もございますので、将来に向けての参考とさせていただきたいと考えております。

以上で三浦直樹議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（佐藤博水君）** 1番 三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 将来、検討させていただくということで、その際ですが、村内に処理施設を設ける場合に、民営でやっていただくとして、補助や支援が村から考えられますか。それをお伺いします。

**議長（佐藤博水君）** 振興課長。

**振興課長（木暮富人君）** そのときの状況によって、さまざまな変化があると思いますが、県の単独の補助金もございますので、そういったものを活用しながら、村での補助も検討していきたいと考えております。

**議長（佐藤博水君）** 鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 枝肉にするには、衛生管理の食肉処理許可が必要で、この免許がないと解体できないので、そういう方がいらっしゃるかどうかが問題でありまして、精進にしても、松風の滝口さん1人だけで解体がうまくいかないというふうに伺っております。つくるのは、補助があつたりして結構ですが、そこで処理する方がおられるかが一番問題だと思っております。

**議長（佐藤博水君）** 以上で三浦直樹君の一般質問を終わります。  
以上で一般質問を終わります。

---

**議長（佐藤博水君）** 以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
お諮りいたします。

議事の都合により、本会議は12月13日から17日までの5日間を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。

したがって、本会議は12月13日から17日までの5日間を休会することに決定いたしました。

なお、本会議は12月18日午後2時20分から再開いたします。

本日は以上で散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 24 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 29 年 12 月 12 日

議会議長

署名議員

署名議員



平成29年第4回12月18日再開

1、出席議員

1番	三浦直樹	2番	渡辺圭一
3番	小林清一	4番	小林昭一
5番	渡邊政司	6番	渡邊明雄
8番	小林利雄	9番	佐藤博水

2、欠席議員

7番 三浦利雄

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓  
教育長 渡辺千秋 総務課長 渡辺一博  
税務課長 渡辺英博 企画課長 渡辺安司  
福祉保健課長 三浦寿得 住民課長 渡辺 積  
振興課長 木暮富人 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小林昭博  
議会事務局書記 渡辺和彦

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第43号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算  
(第4号)  
日程第4 議案第44号平成29年度鳴沢村国民健康保険特別  
会計補正予算(第3号)  
日程第5 議案第45号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計  
補正予算(第2号)  
日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後 2 時 2 0 分

**議長（佐藤博水君）** 本会議再開に際して、欠席議員の報告をいたします。

三浦利雄議員から本会議への欠席届が提出されております。

ただいま出席議員は 8 名で、定足数に達しておりますので、地方自治法第 1 1 3 条の規定により、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第 1 会議録署名議員の指名

**議長（佐藤博水君）** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 3 条の規定により、渡邊政司君、渡邊明雄君を指名いたします。

---

### ◎日程第 2 諸般の報告

**議長（佐藤博水君）** 日程第 2、諸般の報告を行います。

平成 2 9 年第 3 回定例会以降に開かれました、一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、6 番 渡邊明雄君。

**6 番（渡邊明雄君）** それでは平成 2 9 年鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合の第 3 回定例会議と、それから第 2 回の臨時議会が行われましたので、そのご報告をさせていただきます。

まず、第 3 回定例会についての報告をさせていただきます。

9 月 1 9 日午前 1 0 時より招集され、会議が行われました。

議員18名と、会議事件説明のために執行部2名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が19日の1日間と決定されました。

会議事件は8件で、主な内容は、平成29年度一般会計歳入歳出補正85万減額し、総額1億6,493万4,000円とする件。

それから、平成28年度一般会計歳入歳出決算認定、歳入1億5,229万4,000円、歳出8,567万8,000円、差引額6,661万6,000円の件。

平成28年度美化協会計歳入歳出決算、総額9,089万8,000円を認定の件。

それから、組合長の選挙の件がありました。

組合長の選挙において、梶原先勝氏が当選されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会第3回定例会議についての報告を終了いたします。

続きまして第2回臨時議会についての報告をさせていただきます。

10月25日午後3時より招集され、会議が行われました。

議員18名と、会議事件説明のために執行部2名の出席がありました。

本会議においては、まず会期が25日の1日間と決定されました。

会議事件は6件で、主な内容は、補欠議員の議席の指定の件、議長の選挙の件、委員会の所属についての件、監査委員の選任同意の件であります。

議長の選挙により、渡辺秀之氏が当選されました。

監査委員に倉沢鶴義氏が、議会の選任同意をされました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会の第2回臨時議会についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 河口湖南中学校組合議会、4番 小林昭一君。

**4番（小林昭一君）** 河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成29年第2回河口湖南中学校組合議会定例会が、9月19日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員15名と教育委員5名、会議事件説明のために組合長の渡辺喜久男富士河口湖町長を初め執行部8人及び湖南中学校校長先生の出席がありました。

会議に先立ちまして、先般の火災事件について、教育長、学校長からの説明がありました。

本会議においては、まず会期が19日、1日間と決定されました。

会議事件は6件で、内容としましては、副議長の選挙について。これは議長の指名推選により渡邊明雄氏が指名されました。

次に、専決処分の承認を求めることについて。

これは一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ284万8,000円増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億4,282万9,000円とするものです。

次に、平成29年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算議定の件。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ153万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,436万円とする旨。

次に、平成28年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定の件。

決算額は2億2,513万5,000円とする旨です。

次に、監査委員の選任に同意を求める件。

内容は、監査委員の任期満了及び辞職により、2名の方が選任されました。富士河口湖町船津、小林賢治氏、富士河口湖町大嵐、渡辺春雄氏です。

次に、教育委員の任命に同意を求める件。

大嵐地区の渡辺晴夫氏が任期満了を迎えるため、再任という形で大嵐地区の教育委員に渡辺晴夫氏が任命されました。

いずれも原案のとおり可決されました。

続きまして、平成29年第3回河口湖南中学校組合議会臨時会が、12月1日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員14名と教育委員5名、会議事件説明のために組合長の渡辺喜久男富士河口湖町長を初め執行部8人及び湖南中学校校長先生の出席がありました。

会議に先立ちまして、議長の選出が行われ、議長が古屋幹吉氏に決まりました。

会議事件においては、まず会期が1日、1日間と決定されました。

会議事件は1件で、専決処分の承認を求めることについて。

これは一般会計予算の総額に、歳入歳出それぞれ73万3,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億4,509万3,000円とするものです。

原案のとおり可決されました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 青木が原ごみ処理組合議会、2番 渡辺圭一君。

**2番（渡辺圭一君）** 青木が原ごみ処理組合議会について報告させていただきます。

平成29年11月24日に召集され、9時半から会議が行われました。

議員8名と、組合長以下執行部5名の出席がありました。

会議において、会期が11月24日、1日間と決定されました。

議長の選出について、鳴沢村議会議長の佐藤博水氏が議長に選出されました。

平成28年度青木が原ごみ処理組合一般会計歳入歳出予算について、協議いたしました。

歳入は3,222万3,000円、歳出が2,218万9,000円、差額1,003万4,000円を次年度の繰り越しと決定しました。

全会一致で承認されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会の報告を終わります。

**議長（佐藤博水君）** 青木ヶ原衛生センター議会、3番 小林清一君。

**3番（小林清一君）** 青木ヶ原衛生センター、平成29年第2回議会定例会。

11月24日午前11時より招集され、会議が行われました。

議員10名と、会議事件説明のため管理者の渡辺喜久男富士河口湖町長を初め、事件説明のため執行部6名の出席がありました。

また、議長、副議長が辞職のため、議長、副議長の選挙がありました。

議長は、富士河口湖議会、小佐野快議員です。副議長は、鳴沢の私になりました。

本会議においては、会期が24日、1日間と決まりました。

会議事件は、認定、同意、それぞれ1件でした。

認定第1号平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額 6, 671万3, 000円、歳出総額 4, 555万5, 000円、歳入歳出差引額が 2, 115万8, 000円、原案のとおり認定されました。

同意第1号は、の監査委員の欠員のため、監査委員選任の同意を求める件でありました。

鳴沢村 4242、渡辺圭一議員が選任され、全員に同意されました。

以上で青木ヶ原衛生センター議会においての報告を終了いたします。

**議長（佐藤博水君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番三浦直樹君。

**1番（三浦直樹君）** 山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

10月27日午後2時より招集され、第2回定例会が行われました。

議員24名と、会議事件説明のために広域連合長、金丸一元南アルプス市長を初め、事件説明のために執行部及び事務局13名の出席がありました。

最初に、新たに選出された議員7名の議席の指定があり、会期は1日間と決定されました。

その後、欠員となった議会委員会委員に、上野原市、久嶋成美議員が選任されました。

同意第1号山梨県後期高齢者医療広域連合副広域連合長に、鳴沢村長、小林優氏が選任されました。

その後、就任の挨拶をいただきました。

同意第2号山梨県後期高齢者医療広域連合監査委員に、南部町、望月藤一議員が選任されました。

認定第1号平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入は予算現額4億9,342万1,000円に対し、調定額、収入済額いずれも4億9,332万4,140円。

主な内容は、広域連合職員の人件費及び維持管理費などに充てる市町村からの事務経費の負担金並びに前年度からの繰入金であります。

歳出は、予算現額4億9,342万1,000円に対し、支出済額4億6,745万1,478円、不用額は2,596万9,522円。

主な内容につきましては、広域連合職員の派遣元市町村への人件費負担金、事務所等の借り上げ料及び特別会計への繰出金です。

認定第2号平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入合計、予算現額989億3,948万2,000円に対し、調定額は993億9,924万3,249円、収入済額は993億9,074万2,314円。

なお、収入未済額の839万1,624円は、被保険者の所得更正などに伴う負担区分変更による医療費返還金等の未納分です。

歳入の主なものは、市町村で収納した保険料、国・県・市町村が負担すべき定率負担金及び現役世代からの支援金です。

歳出は、予算現額989億3,948万2,000円に対し、支出済額968億8,378万418円、不用額は20億5,570万1,582円となります。

主な内容は、被保険者に対する入院、外来、調剤、歯科等の医療給付費用です。

いずれも原案のとおり認定することに決定しました。

承認第1号専決処分の報告及び承認を求めることについて（平



成 29 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号））ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 587 万 1, 000 円を増額し、それぞれ 5 億 525 万 3, 000 円とするものです。

原案のとおり承認することに決定しました。

議案第 7 号平成 29 年度一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 587 万 1, 000 円を増額し、それぞれ 5 億 525 万 3, 000 円とするものです。

議案第 8 号平成 29 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 億 6, 910 万 9, 000 円を増額し、それぞれ 1, 014 億 5, 381 万 5, 000 円とするものです。

いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

以上で山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告を終了いたします。

議長（佐藤博水君） 以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第 3 議案第 43 号平成 29 年度鳴沢村一般会計補正  
予算（第 4 号）

◎日程第 4 議案第 44 号平成 29 年度鳴沢村国民健康保険  
特別会計補正予算（第 3 号）

◎日程第 5 議案第 45 号平成 29 年度鳴沢村介護保険特別  
会計補正予算（第 2 号）

議長（佐藤博水君） 日程第 3、議案第 43 号平成 29 年度鳴沢村一般会計補正予算（第 4 号）から日程第 5、議案第 45 号平成 29 年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）までの 3 件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長、渡邊政司君。

**予算決算常任委員長（渡邊政司君）** 今定例会におきまして予算決算常任委員会に付託された、議案第43号平成29年度鳴沢村一般会計補正予算（第4号）から議案第45号平成29年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算（第2号）までの3議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い本日開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された3議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

**議長（佐藤博水君）** 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は議員全員で構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略とすることに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（佐藤博水君）** 討論なしと認めます。

これより議案第43号から議案第45号までの3件を一括して

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。

議案第43号から議案第45号までの3件は、委員長の報告のとおり可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長（佐藤博水君）** 起立全員です。したがって、議案第43号から議案第45号までの3件は、原案のとおり可決することに決定しました。

---

### ◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長（佐藤博水君）** 日程第6、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会副委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（佐藤博水君）** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長（佐藤博水君）** 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を、議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、本定例会に付議された事件は、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて平成29年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後2時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年12月18日

議会議長

署名議員

署名議員